

## 各法人に関する税制の概要

事 項	措置内容
特定公益増進法人(国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館)に対する寄附	<b>【個人の寄附金】</b> 「寄附金(所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除(所得税) <b>【法人の寄附金】</b> 一般の寄附金とは別に「(所得金額の5.0%＋資本等の金額の0.25%)×1/2」を損金算入(法人税)
指定寄附金(国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用)	<b>【個人の寄附金】</b> 「寄附金(所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除(所得税) <b>【法人の寄附金】</b> 一般の寄附金とは別に「(所得金額の5.0%＋資本等の金額の0.25%)×1/2」を損金算入(法人税)
相続財産の国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館に対する寄附	非課税(相続税)
重要文化財(動産又は建物)の国、地方公共団体、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館への譲渡	所得税が非課税
重要有形民俗文化財及び重要文化財に準ずる文化財の国、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館への譲渡	所得税が1/2課税
重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された土地の国、地方公共団体、国立文化財機構、国立科学博物館への譲渡	所得税が2,000万円を限度とする特別控除 法人税が損金算入

# 平成23年度 文化関係税制改正要望項目

## 1. 芸術文化振興基金が助成する文化芸術団体の事業への個人からの寄附に係る税額控除の導入【所得税】

「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応等を踏まえて、独立行政法人日本芸術文化振興会の芸術文化振興基金(芸文振基金)により助成する文化芸術団体の事業に対する個人からの寄附に係る優遇税制を創設し、新たに寄附金額の40%(現行の住民税の寄附金控除率10%と併せて50%)を税額控除する。

法人格を有する団体の他、任意団体の事業への寄附を優遇措置の対象とし、従来は優遇措置を受けられなかった草の根の活動やアマチュアの活動を広く支援する。

## 2. 文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設【相続税】

我が国の貴重な文化財である国宝・重要文化財等について、国・独立行政法人等への長期寄託を促進することにより、文化財の適切な保存管理や散逸等の防止、計画的・一体的な公開活用を図る。

個人が所有する国宝、重要文化財及び世界的文化の見地から歴史・芸術・学術上特に優れた文化財について、国・独立行政法人等との間で20年以上継続寄託することを約した場合、当該個人の死亡後、相続又は遺贈を受けた者に対し、当該契約期間中の相続税納税を猶予する。

## 3. 能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設における減免措置の拡充【不動産取得税、固定資産税、都市計画税】

伝統芸能の保存・継承を図る観点及び「新しい公共」の観点から、伝統芸能の公開施設(能楽堂)及び現代舞台芸術の公演施設(劇場・音楽堂)等の文化芸術の公演を目的とする施設について、公益性が認められている法人である公益社団・財団法人又は認定NPO法人が設置・取得する場合には、固定資産税等の優遇措置を行い、低廉な価格での公演活動を促進する。

上記の施設の土地・家屋に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税の課税標準を2分の1に軽減することとする。